

財政健全化判断比率・資金不足比率の見方

地方財政健全化とは…

地方公共団体等が財政状況を改善し、持続可能な運営を実現するための取組のことです。地方公共団体等においては、過去に発行された地方債の償還（借金の返済）や少子高齢化の進展等により、財政構造の硬直化が進み、きわめて厳しい状況にあることが多く、地方財政の健全化は重要な課題です。そこで、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。

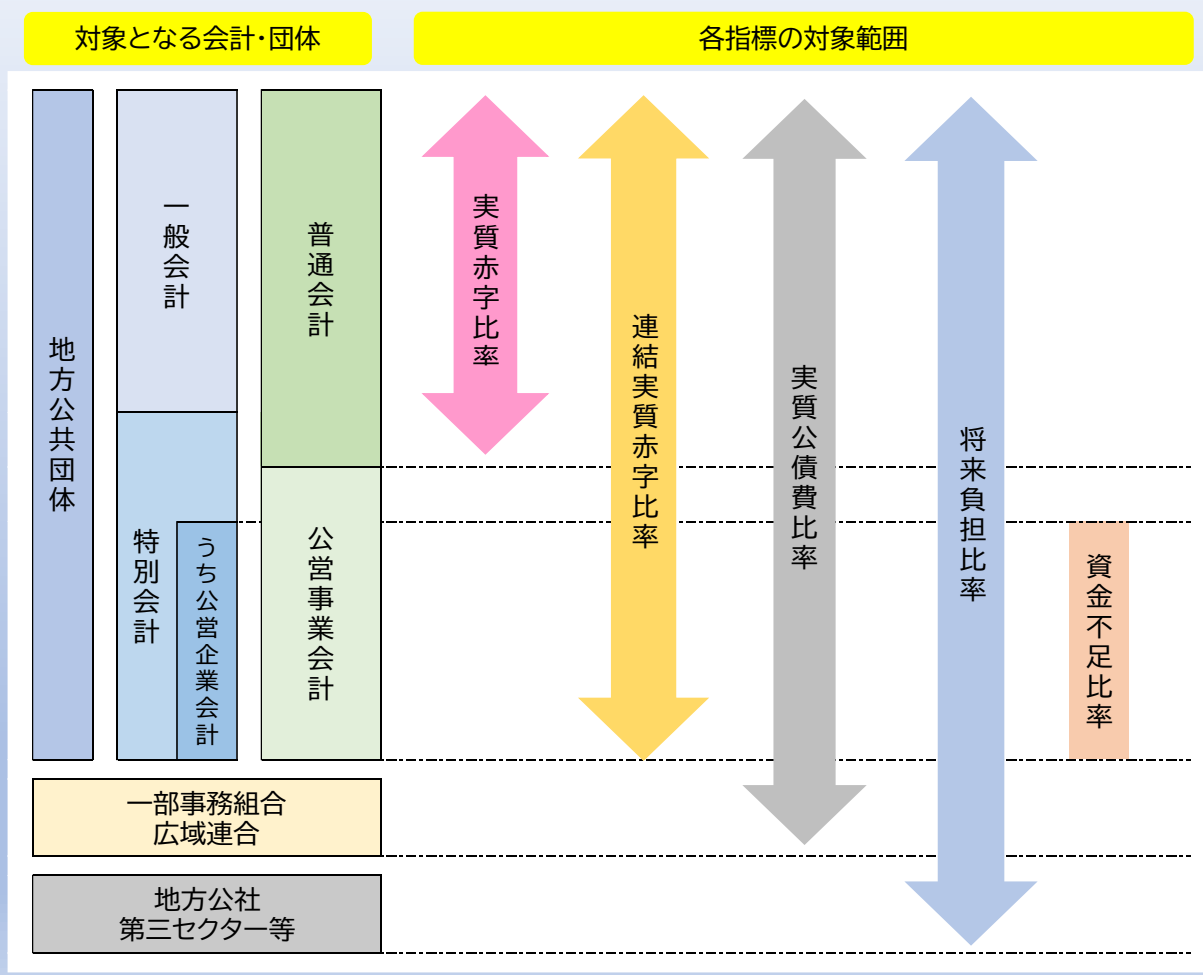


この制度では財政破綻を早期に防ぐために、**早期健全化基準（例：イエローカード）**が設けられ、この基準を超えた場合は、「財政健全化計画」の策定などが義務付けられ自主的な改善努力によって財政の健全化を目指します。さらに**財政再生基準（例：レッドカード）**を超えた場合は、「財政再生計画」を策定の上、国等の関与によって確実な財政再生を図ることとなります。

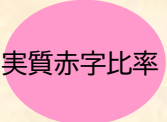
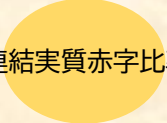

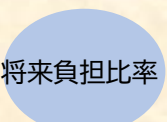

これらの基準と照らし合わせ、財政の健全性を判断するために、健全化判断比率や資金不足比率という指標を算定します。

指標の算定の対象は…

各指標の算定は、下に示しているように一般会計だけでなく特別会計や一部事務組合、第三セクター等（農業公社等）も対象として行われています。

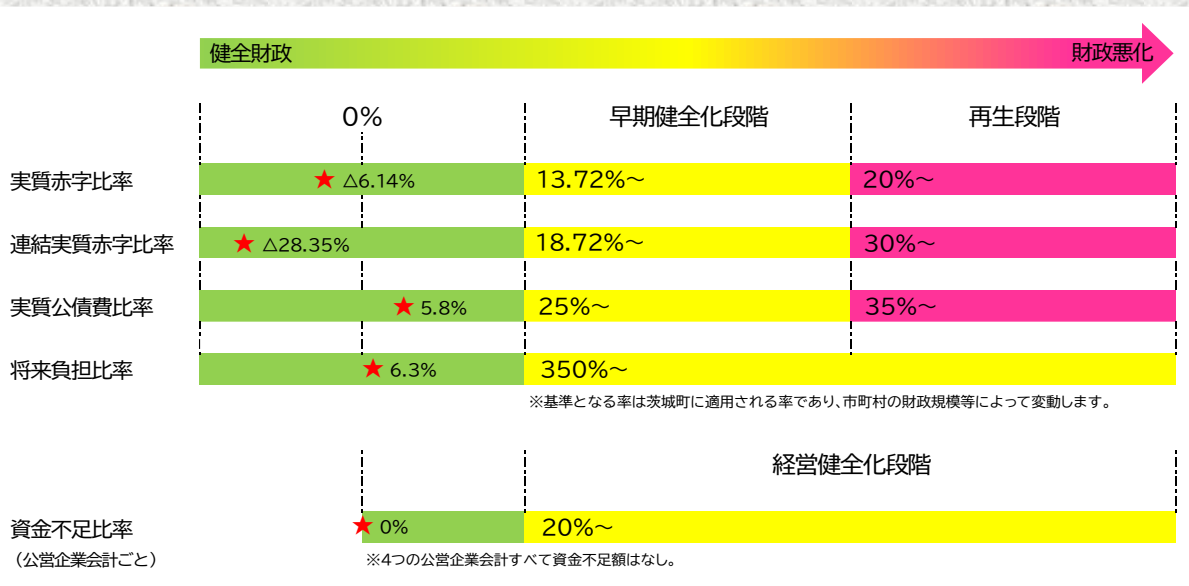


指標の算定方法、指標の表す意味は…

 実質赤字比率	$= \frac{\text{普通会計の赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	<p>普通会計の収支が赤字となった場合の指標です。家庭に例えると「年間収支の赤字」が「1年間の給料」に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。茨城町の場合、赤字は発生していません。</p>
 連結実質赤字比率	$= \frac{\text{全会計の赤字総額}}{\text{標準財政規模}}$	<p>普通会計およびすべての特別会計の実質収支の合計が赤字である場合の指標です。茨城町の場合、赤字は発生していません。</p>
 実質公債費比率	$= \frac{\text{1年間の借金返済額}}{\text{標準財政規模}}$	<p>「1年間のうちに借金返済に支出された額」の「標準財政規模」に対する割合を表した指標です。家庭に例えると「1年間の給料」に対する「1年間のローン返済額」の割合を表したものです。</p>
 将来負担比率	$= \frac{\text{負債残高総額} - \text{積立金等総額}}{\text{標準財政規模}}$	<p>「特別会計、第三セクターまで含めた町の負債総額から積立金などを引いたもの」の「標準財政規模」に対する比率を表した指標です。家庭に例えると「家族全員のローン残高」が「1年間の給料」の何年分に相当するかを表す指標です。この指標が350%（標準財政規模の3.5年分）を超えると早期健全化団体となります。</p>
 資金不足比率	$= \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	<p>公営企業ごとの赤字額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すものです。赤字額が事業の規模の20%（経営健全化基準）を超えた場合、経営の健全化を図る計画を策定しなければなりません。茨城町の場合、どの公営企業会計でも赤字は発生していません。</p>

令和5年度決算における茨城町の財政状況は…

各指標の早期健全化基準や財政再生基準の関係を図にすると下のようなイメージになります。図中の★は令和5年度の茨城町の指標の位置関係を表しています。なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率について、「赤字額(資金不足額)」がない場合は、「黒字額(資金剰余額)」に置き換えて計算し、これをマイナスの数値で表示しています。



茨城町		比率の状況	実質赤字比率 (%)		実質公債費比率				
			令和5年度		決算額 (単位: 千円、%)			令和5年度の内訳	
			連結赤字比率 (早期健全化基準)	実質公債費比率 (早期健全化基準)	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
令和5年度 決算に基づく 健全化判断比率 の状況		13.72	5.8	896,747	927,492	918,144	(3)の内訳(上位事業及びその他) 決算額(単位:千円)		
実質赤字比率		18.72	6.3	0	0	0	水道事業会計 0		
区分		25.0	350.0	372,978	358,238	357,198	公共下水道事業会計 259,133		
繰上充用額 (A)		-	-	0	0	0	農業集落排水事業会計 98,065		
支払繰延額 (B)		-	-	0	0	0			
事業繰越額 (C)		-	-	0	0	0			
標準財政規模 (D)		8,124,759	8,124,759	9,238	6,628	6,665	(5)の内訳(上位事由及びその他) 決算額(単位:千円)		
実質赤字比率 ((A)+(B)+(C))/D		-	-	229,457	222,237	222,686			
連結実質赤字比率		-	-	612,938	618,100	602,972			
資金不足比率		-	-	0	0	0			
実質公債費比率 (C)/3		-	-	5,333	5,312	5,067			
区分		決算額 (単位: 千円、%)	(単位: %)	将来負担比率					
一般会計 (1)		498,999		区分		決算額 (単位: 千円、%)	左の内訳		
				(N-1)年度末一般会計等の地方債現在高 (1)		9,998,826	(3)の内訳(上位事業及びその他) 決算額(単位:千円)		
				債務負担行為に基づく支出予定額 (2)		554,914	水道事業会計 0		
水道事業会計 (4)		1,340,073	-	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額 (3)		3,228,759	公共下水道事業会計 2,420,705		
工業用下水道事業会計 (5)		117,292	-	組合等の地方債の元金償還に対する当該団体の負担見込額 (4)		0			
公共下水道事業会計 (6)		161,931	-	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額 (5)		1,716,312	農業集落排水事業会計 808,054		
農業集落排水事業会計 (7)		62,826	-	設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額 (6)		2,044			
			-	連結実質赤字額 (7)		0			
			-	組合等の連結実質赤字額相当額のうち当該団体の一般会計等の負担見込額 (8)		0			
法適用事業 (9)				(N-1)年度末の充当可能基金現在高 (9)		6,130,298			
法非適用事業 (10)				特定の歳入見込額 (10)		200,014	(6)の内訳(上位団体及びその他) 決算額(単位:千円)		
				地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (11)		8,704,997			
その他特別会計 (13)		3,579	-	小計 (将来負担額 - ((9)~(11))) (A)		465,546			
介護保険特別会計(保険勘定) (14)		117,145	-	標準財政規模 (12)		8,124,759			
後期高齢者医療保険特別会計 (15)		1,529	-	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (13)		222,686			
			-	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る) (14)		602,972			
			-	災害復旧費等に係る基準財政需要額 (15)		0			
			-	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るもの) (16)		0			
連結実質赤字額 ((1)~(18)) (A)		0	-	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 (17)		5,067	将来負担比率		
標準財政規模 (B)		8,124,759	-	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る) (18)		7,294,034	(A)/(B)×100 6.3		
連結実質赤字比率 (A)/(B)×100		-	-	小計 (標準財政規模(12)-算入公債費等(13)~(18)) (B)					

※令和4年度は、全ての会計において黒字となっているため、連結実質赤字額は0、連結赤字比率及び資金不足比率は一表示になっています